

中小企業施策情報説明会

給与等の源泉徴収事務に係る

令和6年分所得税「定額減税」について

(説明者: 柏原税務署 法人課税部門の署員)

⇒令和6年度税制改正の大綱において、6月1日以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から定額に達するまで減税するという法案が成立し、実施されます。

※あくまでも6月1日以降に源泉税が発生する給与・賞与が対象となります。6月分(6月末×7月15日支払い)からという意味ではありません!

※最終的に減税額は年末調整で精算することとなります。

【定額減税額】

①給与所得者本人…3万円

②①と生計を一にする配偶者及び扶養親族(合計所得が48万円以下)…1人につき3万円

例えば、給与所得者が2人の子どもを扶養している場合、9万円となります。(月次減税額)

◆開催日時

令和6年5月9日(木) 14:00~15:30

[質疑応答時間を含む]

◆開催場所 丹波篠山市商工会館

◆申込締切 4月26日(金)

◆定員:30名

◆主催:丹波篠山市商工会

◆協力:柏原税務署

◆問い合わせ先:丹波篠山市商工会 振興課(西村) TEL:079-552-0758

中小企業施策情報説明会 参加申込書【FAX:079-552-2531】

事業所名		
連絡先	TEL	FAX
参加者氏名	①	②

※申込まいただいた個人情報は、本セミナーの実施のために使用させていただきます。